

平成30年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率等（案）のポイント

1 主な算定結果

- (1) 一人当たり保険税必要額(年額)【県全体・激変緩和措置後】 **97,978円** (H28(98,292円)との比較:▲314円, ▲0.32% →単年度換算で▲0.16%)
- (2) 国民健康保険事業費納付金額【県全体】 **約487億円**
- (3) 都道府県標準保険料率(1年当たり)【2方式】 医療給付費分:所得割率8.08%, 均等割額45,921円, 後期高齢者支援金等分:所得割率2.40%, 均等割額13,572円, 介護納付金分:所得割率2.02%, 均等割額15,085円
- (4) 普通交付金額(療養の給付等に要する費用見込額(医療費から本人負担を除いた額))【県全体】 **約1,459億円**

2 算定のポイント

- (1) 納付金の算定に当たっては、県国保運営方針(H29.11月)に基づき、各市町村の医療費水準(年齢調整後医療費指数)と所得水準を反映。
- (2) 一人当たり保険税必要額が平成28年度と比較して一定割合以上に増加する市町村には、国の公費や県繰入金等を活用して激変緩和を行い、全ての市町村の伸び率(対H28)が1.36%(単年度換算0.68%)以下となるように措置。

【参考】一人当たり保険税必要額(年額)【市町村別・激変緩和措置後】

市町村名	H28	H30	差額 (H30-H28)	伸び率 (単年度換算)
	円	円	円	%
鹿児島市	102,267	103,662	1,395	0.68
鹿屋市	95,013	92,712	▲2,301	▲1.22
枕崎市	113,699	106,263	▲7,436	▲3.33
阿久根市	98,704	100,049	1,345	0.68
出水市	90,841	92,080	1,239	0.68
指宿市	106,138	107,585	1,447	0.68
西之表市	83,922	85,067	1,145	0.68
垂水市	101,576	102,961	1,385	0.68
薩摩川内市	94,309	95,595	1,286	0.68
日置市	103,157	101,336	▲1,821	▲0.89
曾於市	110,207	109,936	▲271	▲0.12
霧島市	95,152	94,994	▲158	▲0.08
いちき串木野市	102,197	103,590	1,393	0.68
南さつま市	113,743	111,402	▲2,341	▲1.03
志布志市	94,150	93,968	▲182	▲0.10
奄美市	74,411	72,910	▲1,501	▲1.01
南九州市	120,259	116,704	▲3,555	▲1.49
伊佐市	98,880	100,228	1,348	0.68
始良市	97,196	98,522	1,326	0.68
三島村	177,726	101,494	▲76,232	▲24.43
十島村	68,530	69,465	935	0.68
さつま町	107,968	109,440	1,472	0.68

市町村名	H28	H30	差額 (H30-H28)	伸び率 (単年度換算)
	円	円	円	%
長島町	114,000	81,190	▲32,810	▲15.61
湧水町	90,284	91,516	1,232	0.68
大崎町	95,308	96,608	1,300	0.68
東串良町	123,647	125,333	1,686	0.68
錦江町	109,415	102,212	▲7,203	▲3.35
南大隅町	100,459	101,828	1,369	0.68
肝付町	96,015	94,093	▲1,922	▲1.01
中種子町	98,177	93,380	▲4,797	▲2.47
南種子町	91,820	93,071	1,251	0.68
屋久島町	70,508	71,470	962	0.68
大和村	116,515	76,509	▲40,006	▲18.97
宇検村	83,810	80,016	▲3,794	▲2.29
瀬戸内町	65,169	66,058	889	0.68
龍郷町	101,945	94,048	▲7,897	▲3.95
喜界町	68,637	69,572	935	0.68
徳之島町	64,108	63,427	▲681	▲0.53
天城町	64,170	47,343	▲16,827	▲14.11
伊仙町	69,383	57,212	▲12,171	▲9.19
和泊町	86,623	87,803	1,180	0.68
知名町	79,036	80,114	1,078	0.68
与論町	81,756	82,870	1,114	0.68
県計	98,292	97,978	▲314	▲0.16

(注) 一人当たり保険税必要額は、低所得者に対する国保税の軽減措置や、一般会計繰入等による市町村独自の負担軽減を反映していないため、被保険者の実際の負担額とは異なる。